

(8) ごみポイ捨て対策

霧ヶ峰においては、これまでの取組みによりごみのポイ捨ては減少傾向にあるが、自然環境の保全と地域の美化の推進のため、引き続き講じていく対策を 101 ページにまとめた。

ごみポイ捨て対策

【ごみポイ捨て対策の必要性】

自然公園に捨てられるごみは、野生動物が誤食する、富栄養化により植生が変化する、美観を損なう等の問題を引き起こす。

霧ヶ峰においては、これまでの取組みにより遊歩道や園地など公共の場所に捨てられるごみは減少傾向にあるが、引き続き次のような対策を講じ、自然環境の保全と地域の美化を推進していくものとする。

基本

ごみ箱を設置するのではなく、「ごみの持ち帰り」を呼びかける。

対策

環境美化をはじめ自然公園を利用するにあたってのマナーを3つのビジターセンターやホームページを利用して発信し、利用者に周知する。

自然観察インストラクター、自然保護レンジャー、パークボランティアなどによる環境美化意識の普及啓発を図っていく。

エコツアー、自然観察会等のプログラムの中で、自然公園の環境美化に関する啓発を行う。

住民や利用者参加型のごみ拾いや道路脇の草刈りなどを通じ、普段からごみを捨てにくい環境をつくっていく。

ポイ捨てが行われやすい、あまり人が行かない所に啓発看板を設置する。

(9) 自然への負荷軽減のための留意点

霧ヶ峰では、利用者の利便性の向上のみならず、自然に対する負荷を軽減させる機能を有する施設整備を行うが、あわせて施設（ハード）の整備だけでは対応できない部分を補うソフト対策が必要であり、それを 103 ページと 104 ページにまとめた。

今後の施設整備に当たっては、これらの内容を踏まえるとともに、「霧ヶ峰保全再生計画」及び「霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築計画」とも組み合わせながら、霧ヶ峰の自然への負荷軽減を図っていくものとする。

施設整備と組み合わせて実施する自然への負荷軽減対策 ～ 自然への負荷軽減のための留意点～

基本的な考え方

利用者の利便性向上のみならず、霧ヶ峰の自然に対する負荷を軽減させる機能を有する施設整備を行う。また、施設（ハード）整備の限界をソフト対策で補うことで、自然への負荷をより軽減した対策となるよう努める。

施設整備の対象

公衆トイレ、遊歩道・木道、駐車場施設、立入防止柵、注意喚起看板、案内板・道標、解説板、休憩場所、写真撮影所、ベンチ等

負荷軽減のために踏まえるべき観点

- ・ 霧ヶ峰の観光利用者数は、平成19年の統計で年間約482万人、うち約49%が7、8月に集中していることから、年間を通じた利用客の平準化が必要である。
- ・ 魅力ある施設を分散配置、若しくは新たな自然資源を再発掘すること等により、面的な平準化を図る。また、モデルルートを複数設定し、利用者を分散誘導する。
- ・ 本来の植生の復元活動を通じ、ニッコウキスゲ等についてかつての植生が復元され、各所で見られるようになることにより利用者の分散が図られる。
- ・ 修学旅行等の団体利用者に対しても、事前の情報提供を十分に行い極力分散化を図る。
- ・ 自然への負荷状況を考慮し、場合により立ち入り規制等を行う。
- ・ ピーク対策として、通行量・利用客動態調査、シャトルバス（ラウンドバス）運行等を実施する必要がある。また、オフピーク対策として、通年型利用に対応できるインタープリター発掘等の人材育成をするとともに、通年型ツアーを企画、実施する。
- ・ 遊歩道・木道については、固定ルートに限らず他のルート開拓を行う。植物、動物、景観等の観点から新しい魅力の発掘、看板や道標による効果的な誘導、季節に応じた迂回ルートの設定等が考えられる。
- ・ 公衆トイレについては、利用客の動態や交通量調査に基づき、各ルートの分岐点、集合

点に効率的に配置する必要がある。それに当たっては、シャトルバス（ラウンドバス）の運行等交通規制の実施も見込んだ計画とする。また冬季利用やバイオトイレに関する技術的な検討等を行う。

- ・ 駐車場の配置や車道整備については、「歩く霧ヶ峰」とどのように関わるのか、全体構想との関連や位置づけを考慮する。
- ・ 休憩場所、写真撮影所、ベンチ等については、配置場所を考慮し、景観との融合や、踏み込み、踏荒らし、ゴミの拡散等がないように十分に配慮した施設とする。また、エコツアーの実施も考慮しコース上に適切に配置する。
- ・ 霧ヶ峰の代表風景のひとつである「草原」に親しみ、寛いでもらう場所や木陰で憩える休憩場所を整備する必要があるが、それに当たっては、過剰利用による裸地化等の自然への負荷を十分に考慮することが重要である。

その他事項

- ・ 一般利用者向けの施設整備により、山岳地域本来の魅力を損なわないよう配慮する必要がある。
- ・ 野生動物への影響等を考慮し、施設から排出されるごみ等の管理について検討する必要がある。
- ・ 遊歩道・木道について、日常的管理の行き届かない部分の草刈や、危険箇所の補修、整備を行う必要がある。

(10) 利用者負担のあり方

霧ヶ峰を保全と利用のバランスの取れた場所とするための一つの方策として、利用者負担のあり方を検討し、106 ページから 109 ページにまとめた。

利用者負担導入の目的としては、

- ・ 多くの人の参画による霧ヶ峰の草原・湿原・樹叢の保全再生
- ・ 環境保全に寄与する施設の整備及び維持管理

の 2 つがあり、霧ヶ峰において利用者負担を求める方法として、

- ・ 霧ヶ峰の利用に対する協力金等
- ・ 施設の利用に対する負担金

の 2 つについて、導入の第一段階として設計していくこととした。

今後、利用者及び関係者の理解を得ながら、順次導入を図っていくものである。

霧ヶ峰における利用者負担のあり方

1 考え方の整理

- 霧ヶ峰における利用者負担導入の目的（別紙 108 ページ、109 ページに詳述）
 - * 多くの人の参画による霧ヶ峰の草原・湿原・樹叢の保全再生 — 美しい霧ヶ峰を子孫に手渡すために
 - * 環境保全に寄与する施設の整備及び維持管理 — 保全と利用を両立させながら、安全・快適に霧ヶ峰を満喫してもらうために
- 利用者に負担を求める一般的な方法としては
 - * 入山料等自然公園の利用そのものに対し負担を求めるもの
 - ・ 法的根拠と物理的な徴収施設を整備し、利用者に支払いを義務付けるもの
 - ・ 募金、協力金等任意で協力してもらうもの
 - * 特定の施設の利用に関して負担を求めるもの
 - ・ トイレ、駐車場等の使用料 等
- 霧ヶ峰の関係者の意見（霧ヶ峰自然環境保全協議会等での意見）
 - * 利用者減少への懸念から、霧ヶ峰の利用そのものに対し入山料等の支払いを義務付けることに対しては、慎重意見が多い。
 - * 霧ヶ峰の保全再生のため、任意の募金・協力金を求めることについては、肯定的な意見が多い。
 - * 施設の利用に関しては、物理的条件が整ったものについては、利用料負担を求めることに肯定的な意見が多い。
 - トイレ： 設備が整った新設のものはチップ制可（古いものは無理）
 - 駐車場： 料金徴収ゲートや徴収員の配置など物理的条件を整えば有料化可能であり、収入も見込める。（過去の経験から、物理的条件が整わないと困難）

2 霧ヶ峰において利用者負担を求める方法（導入の第一段階として設計をしていくもの）

① 霧ヶ峰の利用に対する協力金等

《利用一般に関するもの》

- ビジターセンターや旅館・ホテル、レストラン等への募金箱（霧ヶ峰みらい募金）の設置
- エコツアー参加者がツアー料金（インタープリテーションサービスへの対価）と一緒に支払う「霧ヶ峰保全協力金」（エコツアー実施団体の協力を得て）

《特定の場所の利用に関するもの》

- 区域を特定して在来植生復元事業を実施し花畑等が復元された場所について、「入園料」の徴収（在来植生復元事業継続の経費に充てるため）
- これらの収入については、霧ヶ峰自然環境保全協議会で一括管理し、監査等を徹底。用途についても協議会で検討する。

② 施設の利用に関する負担金

《トイレ利用に関するもの》

- 行政が今後新設するトイレ： チップ制（50 円～100 円程度）にするなどして、維持管理のための利用者負担を求める。
- 民間事業者のトイレ： 各事業者の判断に任せる。

《駐車場に関するもの》

- 駐車場設置者の判断により、有料化できるものについて有料化する。なお、行政が設置する駐車場について有料化を検討する場合は、個別に霧ヶ峰自然環境保全協議会で協議する。

(注1) 本資料の「霧ヶ峰において利用者負担を求める方法」に記載した項目は、導入の第一段階として具体化の設計を進めるものの案であり、他の方法に関しても、必要に応じ霧ヶ峰自然環境保全協議会で随時検討していく。

(注2) 霧ヶ峰を訪れる人を対象にした上記の事項のほか、全国の企業・団体・個人への霧ヶ峰保全再生を目的にした寄付の協力要請は、別途検討する。

(注3) 霧ヶ峰の保全再生活動へのボランティア参加、参加体験型エコツアーを通じての参加については、「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会及び霧ヶ峰エコツーリズムモデル構築部会で検討した。

(注4) 施設整備促進のため、「思い出ベンチ事業」方式の活用や施設整備・維持管理へのボランティア等の参加促進について併せて取り組む。

(注5) 霧ヶ峰における保全再生活動や施設整備・維持管理の計画作成、ボランティア受入れ等の窓口になる事務局として、「公園管理団体」の設立を、「草原」「湿原」「樹叢」保全再生部会で検討した。

霧ヶ峰における利用者負担導入の目的

【多くの人の参画による霧ヶ峰の草原・湿原・樹叢の保全再生 — 美しい霧ヶ峰を子孫に手渡すために】

活用目的

◇ 草原・樹叢の保全再生

霧ヶ峰では、周辺集落の人たちによる採草等が数百年にわたり継続的に行われてきた結果、美しい半自然草原が形成された。霧ヶ峰の自然は、人との関わりにより形作られたものであり、保全再生のための手を加えなくなると草原も姿を消し、草原・湿原・樹叢が組み合わさった全国的にも希少な植生や生態系は失われる。

昭和 30 年代の半ばを境に本格的採草とそれに伴う草原の維持管理が行われなくなって約 50 年が経過した結果、霧ヶ峰では、草原の森林化や植生の変化が進みつつある。また、ニホンジカ等の野生動物による被害も拡大している。

かつて採草は、農耕用の牛馬の飼料や田畑の肥料として使うために行われていたが、農業の機械化や化学肥料の普及等により草の需要がなくなった。また、高齢化の進展もあり、土地所有者が草原を維持管理することは、困難になっている。草原の保全再生には多くの人の参画が必要である。

また、草原が保全再生されれば、原生的な林である樹叢の、草原に浮かぶ島のような本来の姿も保全される。

◇ 湿原環境の保全

霧ヶ峰には八島ヶ原湿原をはじめとして、本州最南端の高層湿原であり、天然記念物の 3 湿原があるが、湿原の乾燥化が進みつつある。また、湿原への土砂流入や湿原周辺への外来植物の侵入等もみられ、湿原の本来の遷移速度以上に環境の変化が進んでいる。それらに対応し、貴重な湿原の環境を保全するための取組みが必要である。

資金の具体的用途の例

- 雑木処理、草の刈取り、火入れ・野焼き等に必要な資機材の購入
- ニホンジカ等の野生鳥獣被害対策
- 霧ヶ峰の自然・歴史と保全の必要性を理解してもらうためのインターネット上のポータルサイト（「霧ヶ峰」の玄関となるページ）の運営やパンフレットの作成・配布
- 保全再生活動ボランティアの募集
- 草原、湿原、樹叢の環境の調査研究
- 保全再生活動の事務局となる公益的団体（公園管理団体）の設立、運営 等

【環境保全に寄与する施設の整備及び維持管理 — 保全と利用を両立させながら、安全・快適に霧ヶ峰を満喫してもらうために】

活用目的

◇ 保全と利用の両立

霧ヶ峰の貴重な自然や歴史遺産は、保全の対象であるとともに、たくさんの人に安らぎや感動を与えたり、自然と人の関わりへの理解を深めたりする役割を果たす。そこで、保全と利用を両立させながら霧ヶ峰の適正な利用を促進するため、利用に伴う自然への負荷を防止又は軽減させるための施設整備とその維持管理に、霧ヶ峰を訪れる多くの人に協力してもらうとともに、保全を意識しながら霧ヶ峰を利用することを浸透させる。

◇ 安全・快適な霧ヶ峰の利用

施設はただ「在る」というだけでなく、より安全で快適に霧ヶ峰の空間を満喫できるよう良質であり、付加価値が伴っていることが、訪れる人により大きな感動を与え、霧ヶ峰への理解を深めることにつながる。そうした施設を利用者とともに作り、維持管理していく。

具体的用途の例

- 遊歩道・木道の整備、維持管理
- 草原等への踏込み防止のための注意喚起看板・防護ロープ等の設置、裸地修復
- 案内板、解説板等の整備、維持管理
- 公衆トイレの維持管理
- 駐車場の適正配置 等